《令和３年３月 10 日暫定版》
この自主点検表は、「令和３年厚生労働省令第 10 号」及び「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）」に基づいて、概要をまとめたものです。
今後の告示改正、解釈通知等の発出により、変更となる可能性がありますので、詳細は告示等を確認してください。

指定特定相談支援事業者
障害児相談支援事業者　　自主点検表（事業運営の手引き）

【指定計画相談支援、指定障害児相談支援】

事　業　所　名	
所　　在　　地	

※　記載上の注意

各着眼点について、貴事業所における前年度以降の状況を、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。
また、特に補足することがある場合は、「指導結果」欄以外の余白に記載してください。

指定障害福祉サービス事業者自主点検表【指定特定相談支援、障害児相談支援】

点検年月日	令和　　年　　月　　日
点検担当者 職・氏名	

第１　基本方針

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
１　基本方針	（１）指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業は、利用者又は障害児の保護者（障害児又は障害児の保護者）（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の22第3項、平成24年厚生労働省令第28号（以下「平24厚令28」という。）第2条第1項） （児童福祉法第24条の30第3項、平成24年厚生労働省令第29号（以下「平24厚令29」という。）第2条第1項）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程 ２　パンフレット	
	（２）指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業は、利用者（障害児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 （平24厚令28第2条第2項）　（平24厚令29第2条第2項）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程 ２　パンフレット	
	（３）指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業は、利用者（障害児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 （平24厚令28第2条第3項）（平24厚令29第2条第3項）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程 ２　パンフレット	
	（４）指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業（障害児通所支援事業）を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 （平24厚令28第2条第4項）（平24厚令29第2条第4項）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程 ２　パンフレット	
	（５）事業者は，市町村，障害福祉サービス事業（障害児通所支援事業）を行う者等との連携を図り，地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 （平24厚令28第2条第5項）（平24厚令29第2条第5項）	□努めている □努めていない	１　運営規程 ２　パンフレット ３　サービス内容に係る説明資料	
	（６）事業者は，自ら提供する指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の質の評価を行い、常に改善を図っているか。（平24厚令28第2条第6項）（平24厚令29第2条第6項）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程 ２　パンフレット	

第２　人員に関する基準

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
１　従業者の員数 （相談支援専門員）	（１）事業所ごとに、専らその職務に従事（専従）する相談支援専門員を置いているか。 （平24厚令28第3条、平成24年3月30日障発0330第22号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「解釈通知」という。）第2-1(1)） （平24厚令29第3条、平成24年3月30日障発0330第23号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「解釈通知」という。）第2-1(1)） ※　解釈通知 指定特定相談（障害児相談）支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。	□専従の相談支援専門員を配置している □兼務の相談支援専門員を配置している →（２）へ。 （専従の相談支援専門員を配置している場合は（２）は省略。）	１　労働条件通知書又は雇用契約書 ２　資格証明書、研修修了証明書 ３　勤務計画表 ４　勤務実績記録 ５　タイムカード ６　賃金台帳他	
	（２）（１）の専従職員を置いていない場合、下記事項に該当する職員を置いているか。 ※　解釈通知 ただし、指定計画相談（障害児相談）支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談（障害児相談）支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定計画相談（障害児相談）支援のサービス提供時間帯において、指定計画相談（障害児相談）支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談（障害児相談）支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談（障害児相談）事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとするが、指定自立生活援助事業所との兼務については、指定自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意すること。 ※　相談支援専門員の要件等 １　基本的な考え方 相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、実務経験（業務により３年、５年、１０年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。なお、現任研修を５年に１回以上受講することとする。	□左記に該当する職員を配置している →□利用者支援に支障はない □利用者支援に支障がある	１　上記に同じ	
		□資格の要件を満たす相談支援専門員を配置している □資格の要件を満たす相談支援専門員を配置していない	１　上記に同じ	

1　従業者の員数 （相談支援専門員）	2　実務経験 詳細は以下の「※実務経験（平成24年厚生労働省告示第227号）」を参照。 3　研修の受講 実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修（５日程度）を受講し、相談支援専門員になることができる。			
2　管理者	（１）指定特定（障害児）相談支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いているか。また、専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。 （平24厚令28第4条、解釈通知第2-1(2)） （平24厚令29第4条、解釈通知第2-1(2)） ※　管理者の勤務形態（解釈通知） 原則として専従であるが、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定計画相談支援（障害児相談支援）の従業者である必要はないものである。 ※　従たる事業所を設置する場合における特例 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画（障害児）相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ①　人員及び設備に関する要件 ア　「従たる事業所」において専従の従業者が１人以上確保されていること。 イ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ　利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ②　運営に関する要件 ア　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業	□専従の管理者を配置している □兼務の管理者を配置している →□当該事業所の管理に支障はない □当該事業所の管理に支障がある（業務過剰等） 兼務先の事業所名・職名 （　　） （　　）	1　労働条件通知書又は雇用契約書 2　勤務計画表 3　勤務実績記録 4　タイムカード 5　賃金台帳他	

	者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。			

相談支援専門員の要件となる実務経験（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）

下記の①～④のうち、いずれかに該当する者

※　イから トの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

①　イの期間が通算して３年以上かつ 540 日以上ある者

②　ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して５年以上かつ 900 日以上ある者

③　ニの期間が通算して 10 年以上かつ 1,800 日以上ある者

④　ロからへの期間が通算して３年以上かつ 540 日以上であって更にトの期間が５年以上かつ 900 日以上ある者

業務の範囲		従事内容	
相談支援の業務	イ	平成 18 年 10 月１日に(一)から(二)に掲げる者であった者が平成 18 年９月 30 日までに相談支援等の業務に従事した期間	
		（一）	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		（二）	精神障害者地域生活支援センターの従業者
	ロ	次の(一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務等の業務に従事した期間	
		（一）	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		（二）	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所等の従業者
		（三）	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設及び介護医療院等の従業者
		（四）	病院若しくは診療所の従業者等（①社会福祉主事任用資格者、②相談支援の業務に関する基礎的な研修修了者、③トの国家資格を有する者、④上記(一)から(三)に掲げる従業者である期間が１年以上の者に限る）。
介護等の業務	ハ	次の(一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員が身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護等を行った期間	
		（一）	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設等の従業者
		（二）	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準じる事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、有料老人ホームにおいて介護保険法の特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者介護）の従業者
		（三）	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者
	ニ	ハの(一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が介護等の業務に従事した期	
		１　社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉法第 19 条第１号）	
			一　学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（３科目主事）

		二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三　社会福祉士 四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの （１）精神保健福祉士 （２）学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
		２　児童指導員任用資格者「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚令 63 第 43 条）」
		一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二　社会福祉士、精神保健福祉士 三　学校教育法の規定による大学の学部、大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科、研究科又はこれらに　相当する課程を修めて卒業した者　等 四　学校教育法の規定による高等学校等を卒業した者、大学への入学を認められた者等で、２年以上児童福祉事業に従事したもの 五　小学校、中学校、高等学校等いずれかの教諭の免許所持者
		３　旧精神障害者社会復帰指導員「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 厚令 8 第 17 条第 2 項）」
		一　大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院　へ入学を認められた者 二　大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三　高校または中等教育学校を卒業した者などで、２年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者
の相業談務支援	ホ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者
	へ	特別支援学校その他これらに準ずる機関（特別支援学級）において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者
該国当家者資格	ト	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

第３　運営に関する基準

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
１　内容及び手続きの説明及び同意	（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）（以下「利用申込者」という。）に対し、サービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）を記した文書（障害の特性に応じたわかりやすい説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援（障害児相談支援）の提供の開始について同意を得ているか。 （同意は、利用者申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） （平24厚令28第5条1項、解釈通知第2－2(1)）（平24厚令29第5条1項、解釈通知第2－2(1)）	□適切に行っている □適切に行っていない	１　運営規程、重要事項説明書、パンフレット ２　契約書（又は同意書） ３　同意書（作成している場合）	
	（２）利用契約をしたときは、利用申込者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。 また、利用者（障害児）の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 （平24厚令28第5条2項、解釈通知第2-2(1)）（平24厚令29第5条2項、解釈通知第2-2(1)） ※　書面に記載する事項（解釈通知） ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②　当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の内容 ③　当該計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供につき利用者（利用申込者）が支払うべき額に関する事項 ④　指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供開始年月日 ⑤　指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	□交付している □交付していない	１　契約書 ２　重要事項説明書	
２　契約内容の報告等	（１）利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 （平24厚令28第6条第1項、解釈通知第2－2(2)）（平24厚令29第6条第1項、解釈通知第2－2(2)）	□報告している □報告していない	１　報告控	
	（２）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）（以下「利用計画」という。）を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。 （平24厚令28第6条第2項、解釈通知第2－2(2)）（平24厚令29第6条第2項、解釈通知第2－2(2)）	□提出している □提出していない	１　サービス等利用計画写	

3　提供拒否の禁止	正当な理由がなく、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）（以下「相談支援」という。）の提供を拒んでいないか。 （平24厚令28第7条、解釈通知第2－2(3)　（平24厚令29第7条、解釈通知第2－2(3)）） ※　正当な理由（解釈通知） ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②　利用申込者（及び利用申込者に係る障害児）の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④　その他利用申込者（及び利用申込者に係る障害児）に対し自ら適切な相談支援（指定障害児相談支援）を提供することが困難な場合	□拒んでいない □拒んでいる 拒んでいる場合の理由 〔　　〕	1　拒んでいる場合は、その理由の詳細を確認	
4　サービス提供困難時の対応	正当な理由により、利用申込者（及び利用申込者に係る障害児）に対し自ら適切な指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 （平24厚令28第8条、解釈通知第2－2(4)）（平24厚令29第8条、解釈通知第2－2(4)）	□必要な措置を講じている □必要な措置を講じていない □該当なし	1　相談記録 2　連絡調整に関する記録等	
5　受給資格の確認	指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証（通所受給者証（児童福祉法第21条の５の７第９項に規定する））によって、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給対象者であること、法第5条第21項（児童福祉法第６条の２第８項）に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援支給決定の有効期間、支給量（法第２２条第７項（児童福祉法第21条の５の７第7項）に規定する支給量をいう。）又は地域相談支援給付量（法第51条の７第７項 に規定する地域相談支援給付量をいう。）等を確かめているか。　（平24厚令28第9条、解釈通知第2－2(5)）（平24厚令29第9条、解釈通知第2－2(5)） ※事業者は，支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）を受けていない障害者等（障害児の保護者）について、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成するときは、当該障害者等（障害児の保護者）の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書（障害児支援利用計画案提出依頼書）によって、市町村からサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。	□確かめている □確かめていない	1　受給者証写 2　サービス等利用計画案提出依頼書	
6　支給決定又は地域相談支援給付決定（通所決定）の申請に係る援助	支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）の申請について、必要な援助を行っているか。 （平24厚令28第10条、解釈通知第2－2(6)）（平24厚令29第10条、解釈通知第2－2(6)）	□行っている □行っていない	1　相談記録等	
7　身分を証する書類の携行	相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族（障害児又はその家族）から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか （平24厚令28第11条、解釈通知第2－2(7)）（平24厚令29第11条、解釈通知第2－2(7)）	□身分証を携行させている □身分証を携行させていない	1　身分証	

	※　身分証には事業所の名称及び氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載することが望ましい。			
8　指定計画相談（指定障害児相談）支援給付費の額等の受領	（１）法定代理受領を行わない指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供した際は、指定計画相談支援給付決定障害者（指定障害児相談支援対象保護者）から法第51条の17第2項（児童福祉法第24条の26第2項）の規定により算定された指定計画相談支援（指定障害児相談支援）給付費の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払いを受けているか。 （平24厚令28第12条第1項、解釈通知第2－2(8)　（平24厚令29第12条第1項、解釈通知第2－2(8)	□受領している □受領していない □該当なし	1　請求書控、領収証控 2　受給者証控、利用者負担に関する台帳	
	（２）（１）のほか、指定計画相談支援給付決定障害者（指定障害児相談支援対象保護者）の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供する場合は、それに要した交通費の支払いを指定計画相談支援給付決定障害者等（指定障害児相談支援対象保護者）から受けることができる。 　通常事業実施地域内において提供する場合は、それに要する交通費の支給を受けることができない。通常実施地域内において、交通費の支払いを受けていないか。 （平24厚令28第12条第2項、解釈通知第2－2(12)） （平24厚令29第12条第2項、解釈通知第2－2(12)） **※【特別地域加算を算定する場合】** 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算することができるが、この場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合も交通費の支払いを受けることはできない。 （報酬告示第４の１　注９） （報酬告示第４の１　注５）	□実費相当額を受領している □実費相当額を受領していない □該当なし	1　領収証控	
	（３）（１）及び（２）の費用を受領した場合に、利用者（指定障害児相談支援対象保護者）に対し領収証を交付しているか。 （平24厚令28第12条第3項、解釈通知第2－2(8)）（平24厚令29第12条第3項、解釈通知第2－2(8)	□交付している □交付していない □該当なし	1　領収証控	
	（４）（２）交通費については、利用者（指定障害児相談支援対象保護者）に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ているか。 （平24厚令28第12条第4項、解釈通知第2－2(8)）（平24厚令29第12条第4項、解釈通知第2－2(8)）	□同意を得ている □同意を得ていない □該当なし	1　契約書、重要事項説明書 2　同意書（又は同意が客観的に確認できるもの）	
9　利用者負担額に係る管理	（１）事業者は、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供している計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談支援対象保護者に係る障害児）が当該指定計画相談支援（指定障害児相談支援）と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等（指定通所支援）につき法第29条第3項第2号（児童福祉法第21条の５の３第2項第2号）に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児）に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児通	□通知している □通知していない □該当なし	1　上限額管理依頼書 2　上限額管理関係書類 3　受給者証控 4　利用者負担上限額管理結果票	

	所支援事業者）に通知しているか。 （平24厚令28第13条、解釈通知第2－2(9)）（平24厚令29第13条、解釈通知第2－2(9)）			
10　相談支援給付費の額に係る通知等	（１）事業者は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に係る指定計画相談支援（指定障害児相談支援）給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援給付決定障害者（指定障害児相談支援対象保護者）に対し、当該計画相談支援給付決定障害者等に係る計画相談支援給付費（当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費）の額を通知しているか。 （平24厚令28第14条第1項、解釈通知第2－2(10)） （平24厚令29第14条第1項、解釈通知第2－2(10)）	□通知している □通知していない	1　通知書控	
	（２）事業者は法定代理受領を行わない指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談支援対象保護者）に対して交付しているか。 （平24厚令28第14条第2項、解釈通知第2－2(10)） （平24厚令29第14条第2項、解釈通知第2－2(10)）	□交付している □交付していない □該当なし	1　サービス提供証明書控	
11　相談支援の具体的取扱方針	（１－１）管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に関する業務を担当させているか。 （平24厚令28第15条第1項第1号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第1項第1号、解釈通知第2－2(11)）	□担当させている □担当させていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録 3　職務分担表 4　組織図	
	（１－２）相談支援の提供に当たっては、利用者等（障害児等）の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者（障害児）又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者（障害児の家族）による支援等適切な手法を通じて行っているか。 （平24厚令28第15条第1項第2号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第1項第2号、解釈通知第2－2(11)）	□行っている □行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－１）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、利用者（障害児）の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 （平24厚令28第15条第2項第1号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第1号、解釈通知第2－2(11)）	□努めている □努めていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－２）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、利用者（障害児）の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者（障害児）の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 （平24厚令28第15条第2項第2号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第2号、解釈通知第2－2(11)） ※利用計画の作成又は変更に当たり，継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり，継続が困難な，あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長するようなことがあってはならない。	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－３）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、	□適切に行っている	1　サービス等利用計画	

11　相談支援の具体的取扱方針	利用者（障害児）の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援（指定通所支援）に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援（指定通所支援）以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）上に位置付けるよう努めているか。 （平24厚令28第15条第2項第3号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第3号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っていない	2　アセスメント等の記録	
	（２－４）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成の開始に当たっては、利用者（障害児）等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者（障害児通所支援事業者等）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 （平24厚令28第15条第2項第4号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第4号、解釈通知第2－2(11)） ※解釈通知 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや，利用者（障害児等）の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)を最初から提示することがあってはならない。	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－５）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（障害児）について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（障害児）の希望する生活や利用者（障害児）が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項において「アセスメント」という。）を行っているか。 （平24厚令28第15条第2項第5号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第5号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－６）相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者（障害児）の居宅等（居宅）を訪問し、利用者（障害児）及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者（障害児）及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。（平24厚令28第15条第2項第6号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第6号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－７）相談支援専門員は、利用者（障害児）についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援（指定通所支援）が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者（障害児）及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第21項（児童福祉法第６条の２第８項） に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 （平24厚令28第15条第2項第7号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第7号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント等の記録	
	（２－８）相談支援専門員は、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）に位置付けた福祉	□適切に行っている	1　サービス等利用計画	

11　相談支援の具体的取扱方針	サービス等について、法第19条第1項 （児童福祉法第21条の５の５第1項）に規定する介護給付費（障害児通所給付費）等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の内容について、利用者（障害児）又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 （平24厚令28第15条第2項第8号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第8号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っていない	案	
	（２－９）相談支援専門員は、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成した際には、当該サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を利用者等に交付しているか。 （平24厚令28第15条第2項第9号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第9号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画案	
	（２－１０）相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）を踏まえてサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者（指定障害児通所支援事業者等）その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の内容について説明を行うとととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 （平24厚令28第15条第2項第10号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第10号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画案 2　サービス担当者会議の記録	
	（２－１１）相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の内容について、利用者（障害児）又はその家族に対して説明し、文書により利用者等（障害児等）の同意を得ているか。 （平24厚令28第15条第2項第11号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第11号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画案 2　同意を確認できるもの	
	（２－１２）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した際には、当該サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を利用者等（障害児等）及び担当者に交付しているか。 （平24厚令28第15条第2項第12号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第2項第12号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画	
	（３－１）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成後、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況の把握（利用者（障害児）についての継続的な評価を含む。次号及び第30条第2項第2号ニにおいて「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）が必要であると認められる場合には、利用者等（障害児等）に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）に係る申請の勧奨を行っているか。 （平24厚令28第15条第3項第1号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第3項第1号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　モニタリングの記録	
	（３－２）相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者（障害児）及びその家族、福祉	□適切に行っている	1　サービス等利用計画	

11　相談支援の具体的取扱方針	サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第21項（児童福祉法第6条の2の2第8項）に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等(障害児の居宅)を訪問し、利用者等（障害児等）に面接するほか、その結果を記録しているか。 （平24厚令28第15条第3項第2号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第3項第2号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っていない	2　モニタリングの記録	
	（３－３）相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更する際には，（２－１）から（２－７）まで及び（２－１０）から（２－１２）までに規定されたの一連の業務を行っているか。 （平24厚令28第15条第3項第3号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第3項第3号、解釈通知第2－2(11)） 【ポイント】 ・支援の手順 ①課題の把握（アセスメント）・訪問 ↓ ②支援計画の原案作成 ↓ ③計画作成会議 ↓ ④文書による同意 ↓ ⑤支援計画の交付 ↓ ⑥見直し・変更 ↓ ①・・・	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　アセスメント、モニタリング等の記録	
	（３－４）相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者（障害児）がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者（障害児等）が指定障害者支援施設等（指定障害児入所施設等）への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等（指定障害児入所施設等）への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 （平24厚令28第15条第3項第4号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第3項第4号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない □該当なし	1　サービス等利用計画 2　紹介の記録等	
	（３－５）相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等（指定障害児入所施設等）から退所又は退院しようとする利用者（障害児）又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 （平24厚令28第15条第3項第5号、解釈通知第2－2(11)） （平24厚令29第15条第3項第5号、解釈通知第2－2(11)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　サービス等利用計画 2　情報の提供の記録等	
12　利用者等に対す	事業者は、利用者等（障害児等）が他の指定特定相談支援（障害児相談支援）事業者の利用を希	□行っている	1　サービス等利用計画	

るサービス等利用計画等の書類の交付	望する場合その他利用者等（障害児等）から申出があった場合には、当該利用者等（障害児等）に対し、直近のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 （平24厚令28第16条、解釈通知第2－2(12)） （平24厚令29第16条、解釈通知第2－2(12)）	□行っていない □該当なし	2　交付の記録等	
13　給付決定障害者に関する市町村への通知	事業者は、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を受けている計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 （平24厚令28第17条、解釈通知第2－2(13)） （平24厚令29第17条、解釈通知第2－2(13)） ※解釈通知 法第８条第１項（児童福祉法第57条の2第1項）の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付（障害児相談支援給付費）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、その計画相談支援給付決定障害者（障害児相談支援対象保護者）が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	□通知している □通知していない □該当なし	1　通知書控	
14　管理者の責務	管理者は、指定計画相談支援（障害児相談支援）事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 （平24厚令28第18条第1項、解釈通知第2－2(14)） （平24厚令29第18条第1項、解釈通知第2－2(14)） 管理者は、指定計画相談支援（障害児相談支援）事業所の相談支援専門員その他の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 （平24厚令28第18条第2項、解釈通知第2－2(14)） （平24厚令29第18条第2項、解釈通知第2－2(14)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　組織図 2　職務分担表 3　業務日誌等	
15　運営規程	事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。 （平24厚令28第19条、解釈通知第2－2(15)） （平24厚令29第19条、解釈通知第2－2(15)） ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供方法及び内容並びに利用者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること	□適切に定めている □適切に定められていない	1　運営規程	

	⑨　その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応等） ※解釈通知 　事業の適正な運営及び利用者（障害児等）に対する適切な相談支援の提供を確保するため、基準第19条第１号から第８号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 　①従業者の職種、員数及び職務内容（第２号） 　　従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。 　②相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額（第４号） 　　相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第17条第２項（基準第12条第2項）に規定する額を指すものである。 　③通常の事業の実施地域（第５号） 　　通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。 　なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 　④事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第６号） 　　事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。 　⑤虐待の防止のための措置に関する事項（第７号） 　　「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定相談支援事業者は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 　具体的には、 　　ア 虐待の防止に関する責任者の選定 　　イ 成年後見制度の利用支援 　　ウ 苦情解決体制の整備			

	エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法研修計画など） 等を指すものであること。			
16　勤務体制の確保等	（１）事業者は、利用者等（障害児等）に対し、適切な指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 （平24厚令28第20条第1項、解釈通知第2－2(16)①） （平24厚令29第20条第1項、解釈通知第2－2(16)①） ※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	□勤務体制を定めている □勤務体制を定めていない	1　雇用契約書又は労働条件通知書 2　事務分担表 3　勤務計画表	
	（２）事業者は、指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）ごとに、当該指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）の相談支援専門員に指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 （平24厚令28第20条第2項、解釈通知第2－2(16)） （平24厚令29第20条第2項、解釈通知第2－2(16)）	□当該事業所の従業者がサービスを提供している □当該事業所以外の者がサービスを提供している	1　雇用契約書又は労働条件通知書 2　事務分担表 3　勤務計画表 4　勤務実績記録 5　タイムカード 6　賃金台帳	
	（３）相談支援専門員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。 （平24厚令28第20条3項、解釈通知第2－2(16)） （平24厚令29第20条3項、解釈通知第2－2(16)） ※解釈通知 基準第20条第3項は、当該指定相談支援事業所の従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	□確保している □確保していない	1　研修記録 2　研修計画	
17　設備及び備品等	事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 （平24厚令28第21条、解釈通知第2－2(17)） （平24厚令29第21条、解釈通知第2－2(17)） ① 事務室 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。	□いずれも満たしている □一部満たしていない その内容：	1　平面図（実地確認） 2　運営規程、重要事項説明書	

	② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者（障害児等）が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。 ③ 設備及び備品等 事業者は、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に必要な設備及び備品等を確保するものとする。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。			
18　衛生管理等	（１）事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 （平24厚令28第22条第1項、解釈通知第2－2(18)） （平24厚令29第22条第1項、解釈通知第2－2(18)）	□行っている □行っていない	1　講じている対応の確認	
	（２）事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 （平24厚令28第22条第2項、解釈通知第2－2(18)） （平24厚令29第22条第2項、解釈通知第2－2(18)）	□努めている □努めていない	1　講じている対応の確認	
19　掲示等	（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援（障害児相談支援）の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、又はファイル等で備え置いて~~して~~いるか。 （平24厚令28第23条第1項、解釈通知第2－2(19)） （平24厚令29第23条第1項、解釈通知第2－2(19)）	□掲示している □掲示していない	1　重要事項の掲示状況の確認	
	（２）ホームページ等に掲載する等、重要事項の公表に努めているか。 （平24厚令28第23条第2項、解釈通知第2－2(19)） （平24厚令29第23条第2項、解釈通知第2－2(19)）	□公表している □公表していない	1　重要事項の公表状況の確認	
20　秘密保持等	（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者（障害児）又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （平24厚令28第24条1項、解釈通知第2－2(20)） （平24厚令29第24条1項、解釈通知第2－2(20)）	□適切に配慮している □適切に配慮していない	1　就業規則 2　採用時の誓約書等	
	（２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者（障害児）又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 （平24厚令28第24条2項、解釈通知第2－2(20)） （平24厚令29第24条2項、解釈通知第2－2(20)） ※解釈通知	□必要な措置を講じている □必要な措置を講じていない	1　講じている措置（対応）の確認 2　就業規則 3　採用時の誓約書等	

	具体的には、指定談支援事業者は、当該指定相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。			
	（３）事業者は、サービス担当者会議等において、利用者（障害児）又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者（障害児）又はその家族の同意を得ているか。 （平24厚令28第24条3項、解釈通知第2－2(20)） （平24厚令29第24条3項、解釈通知第2－2(20)） ※解釈通知 この同意は、サービス提供開始時に利用者（障害児）及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	□同意を得ている □同意を得ていない	1　書面、同意書（又は同意が客観的に確認できるもの）	
21　広告	（１）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 （平24厚令28第25条） （平24厚令29第25条）	□虚偽又は誇大な表現はない □虚偽又は誇大な表現がある	1　パンフレット、広告又はインターネット等	
22　利益収受等の禁止	（１）事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 （平24厚令28第26条第1項、解釈通知第2－2(21)） （平24厚令29第26条第1項、解釈通知第2－2(21)）	□行っていない □行っている		
	（２）相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者（障害児等）に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示を行っていないか。 （平24厚令28第26条第2項、解釈通知第2－2(21)） （平24厚令29第26条第2項、解釈通知第2－2(21)）	□行っていない □行っている		
	（３）事業者及びその従業者は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、利用者（障害児）に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 （平24厚令28第26条第3項、解釈通知第2－2(21)） （平24厚令29第26条第3項、解釈通知第2－2(21)）	□収受していない □収受している		
23　苦情解決	（１）利用者（障害児）又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 （平24厚令28第27条第1項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第1項、解釈通知第2－2(22)） ※解釈通知 「必要な措置」とは、相談窓口の連絡先、苦情解決体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。 なお、当該措置の概要については、重要事項説明書に記載して利用者（障害児又はその家族）	□必要な措置を講じている □必要な措置を講じていない	1　苦情解決処理に関する規程等（苦情解決体制、手順等が確認できるもの） 2　重要事項説明書	

	に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。			
	（２）（１）の苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録しているか。 （平24厚令28第27条第2項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第2項、解釈通知第2－2(22)）	□記録している □記録していない □該当なし	１　苦情に関する記録 ２　再発防止のために講じた措置の記録	
	（３）提供した指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に関し、法第10条第1項（児童福祉法第57条の3の2第1項）の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者（障害児）又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （平24厚令28第27条第3項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第4項、解釈通知第2－2(22)）	□適切に対応している □適切に対応していない □該当なし	１　関係書類控	
	（４）提供した指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に関し、法第11条第2項（児童福祉法第57条の3の3第4項）の規定により都道府県知事が行う報告若しくは相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者（障害児）又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （平24厚令28第27条第4項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第5項、解釈通知第2－2(22)）	□適切に対応している □適切に対応していない □該当なし	１　関係書類控	
	（５）提供した指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に関し、法第51条の27第2項（児童福祉法第24条の34第1項）の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者（障害児）又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （平24厚令28第27条第5項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第3項、解釈通知第2－2(22)）	□適切に対応している □適切に対応していない □該当なし	１　関係書類控	
	（６）県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合に、（３）から（５）の改善内容を報告しているか。 （平24厚令28第27条第6項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令28第27条第6項、解釈通知第2－2(22)）	□報告している □報告していない □該当なし	１　関係書類控	
	（７）社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。（平24厚令28第27条第7項、解釈通知第2－2(22)） （平24厚令29第27条第7項、解釈通知第2－2(22)）	□協力している □協力していない □該当なし	１　関係書類控	
24　事故発生時の対応	（１）利用者等（障害児等）に対する指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者等（障害児）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 （平24厚令28第28条第1項、解釈通知第2－2(23)）	□必要な措置を講じている □必要な措置を講じていない □該当なし	１　事故対応マニュアル ２　職員への周知に関する資料等 ３　損害賠償保険加入証	

<table>
<tr><td></td><td>（平24厚令29第28条第1項、解釈通知第2－2(23)）
※　相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。</td><td></td><td>書
4　重要事項説明書</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。
（平24厚令28第28条第2項、解釈通知第2－2(23)）
（平24厚令28第29条第2項、解釈通知第2－2(23)）
※　事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じること。</td><td>□記録している
□記録していない
□該当なし</td><td>1　事故処置に関する記録
2　再発防止のために講じた措置の記録
3　関係機関への報告記録</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（３）利用者等（障害児等）に対する指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。
（平24厚令28第28条第3項、解釈通知第2－2(23)）
（平24厚令29第28条第3項、解釈通知第2－2(23)）
※　事業者は、損害賠償保険に加入するのが望ましい。</td><td>□適切に行っている
□適切に行っていない
□該当なし</td><td>1　事故処置に関する記録
2　損害賠償に関する書類</td><td></td></tr>
<tr><td>25　虐待防止対策の強化</td><td>障害者虐待防止に関する取組を実施しているか。
<table><tr><td></td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>・　従業者への研修の実施
・　虐待の防止等のための責任者の設置</td><td>従前から
努力義務</td><td rowspan="2">【義務化】</td></tr><tr><td>・　虐待防止委員会の設置
・　委員会での検討結果を従業者に周知徹底</td><td>努力義務</td></tr></table>
① 虐待防止委員会の役割
・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）
・　虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。
・　事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。
・　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要。</td><td>□実施している
□実施していない</td><td>1　虐待防止委員会防止責任者設置に関する規程等
2　研修記録</td><td></td></tr>
</table>

	・　指定計画（障害児）相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 ※　具体的には、次のような対応を想定 ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ②　指定計画（障害児）相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ　虐待発生時の対応に関する基本方針 カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ③　虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画（障害児）相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し定期的な研修を実施（年一回以上）するとと			

	もに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。 なお、研修の実施は、職員研修施設内で行う研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④　虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。			
26　感染症対策	感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を実施しているか。【義務化】 ※　令和３年４月から３年間の経過措置（準備期間）あり	□実施している □実施していない	1　委員会開催記録 2　感染症対策に関する指針 3　研修記録 4　訓練記録	
27　業務継続に向けた取組	業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施しているか。【義務化】 ※　令和３年４月から３年間の経過措置（準備期間）あり。	□実施している □実施していない	1　業務継続計画 2　研修記録 3　訓練記録	
28　ハラスメント対策の強化	雇用の分野における男女共の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行っているか。 ○　雇用の分野における男女共の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄） （職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第十一条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２　事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 ３　事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。	□行っている □行っていない	1　就業規則等	
29　会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。（平24厚令28第29条、解釈通知第2－2(24)） （平24厚令29第29条、解釈知第2－2(24)）	□適切に区分している □適切に区分していない	1　会計に関する書類	
30　記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 また、次の記録について指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を提供した日から５年間保存しているか。 （平24厚令28第30条、解釈通知第2－2(25)） （平24厚令29第30条、解釈通知第2－2(25)）	□適切に行っている □適切に行っていない	1　関係記録	

	①　第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ②　個々の利用者（障害児）ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画） イ　アセスメントの記録 ウ　サービス担当者会議等の記録 エ　モニタリングの結果の記録 ③ 第17条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			

第４　変更の届出等

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
1　変更の届出	次の事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に指定権者に届け出ているか。 （法第51条の25第3項、施行規則第34条の60第1項及び第2項） （児童福祉法第24条の32第1項、児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項） ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名，生年月日、住所及び役職 ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④　事業所の平面図 ⑤　事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥　運営規程 ⑦　当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費（障害児相談支援給付費）の請求に関する事項 ⑧　代表者の氏名、生年月日及び住所 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、指定権者に届け出ているか。 （法第51条の25第2項、施行規則第34条の60第3項） （児童福祉法第24条の32第2項、児童福祉法施行規則第25条の26の7第3項） 一般相談支援事業所の指定を受けている場合も同様に届け出が必要になります。	□適正に届け出ている □適正に届け出ていない →□期限内に届け出ていない □変更、又は廃止等について届け出ていない 届け出ていない内容 （　　） □該当なし	1　変更届控	

第５　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の算定及び取扱い

（１）２事業共通（計画相談支援・障害児相談支援）

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
１　基本事項等 （共通事項）	（１）地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号(平成24年厚生労働省告示第126 号)（以下「報酬告示」という。）の別表「地域相談支援(障害児相談支援)給付費単位数表」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 （報酬告示の一） ※岡山市以外の市町村　その他	□適正に算定している □適正に算定していない	１　請求記録票	
	（２）端数処理は適正に行われているか。 ①　単位数算定の際の端数処理 加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算する。 （平18障発1031001(以下「留意事項通知」という。)第4-1(1)） ※（例）居宅介護（身体介護30分未満で254単位） ・３級ヘルパーの場合　所定単位数の70% 254×0.7＝177.8→178単位 ・３級ヘルパーで夜間又は早朝の場合 178×1.25＝222.5→223単位 ※254×0.7×1.25＝222.25として四捨五入するのではない。 ②　金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てる。 （報酬告示の二） ※（例）前記①の事例で、このサービスを月に５回提供した場合 ・ 223単位×5回＝1,115単位 ・ 1,115単位×10円/単位＝11,150円	□適正に算定している □適正に算定していない	１　請求記録票	

（２）２事業共通（計画相談支援・障害児相談支援）

主 眼 事 項	着　眼　点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
	【計画相談支援】　（平24厚労告125別表第1-1注2、留意事項通知第4-1(1)） （１）機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） （算定要件） 現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと ※　常勤専従の相談支援専門員１名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。） ロ　現行の特定事業所加算（Ⅱ）　次に掲げるいずれにも該当 （１）②③⑤⑥⑦に該当 （２）常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 （３）指定相談支援事業所が新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ①　常勤かつ専任の相談支援専門員を４名以上配置し、そのうち１名以上が主任相談支専門員であること。 ②　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 ③　24時間常時連絡できる体制を整備している。 ④　当該指定特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。 ⑤　基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係るものに指定相談支援を提供していること。 ⑥　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 ⑦　取扱件数が40未満であること。 （２）機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） （算定要件） 現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票	

	ハ　現行の特定事業所加算（Ⅲ）　　次に掲げるいずれにも該当 （１）②③⑤⑥⑦に該当 （２）ロ（３）に適合 （３）常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 （３）機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） （算定要件） 現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。 二　現行の特定事業所加算（Ⅳ）　　次に掲げるいずれにも該当 （１）②⑤⑥⑦に該当 （２）ロ（３）に該当 （３）常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 （４）機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） （算定要件） イ　専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ　現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。 ハ　現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。 ※　機能強化型継続サービス利用支援費 機能強化型障害児支援利用援助費 機能強化型継続障害児支援利用援助費　についても同様の算定要件。 （５）サービス利用支援費（Ⅰ） 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 （６）サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。			

	※　継続サービス支援利用支援費 障害児支援利用援助費 継続障害児支援利用援助費　についても、同様の算定要件。 （１）指定特定相談支援事業者が、基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。（注3） （２）指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。（注4） （３）指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。（注5） 〈居宅介護支援費重複減算〉 （４）相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7 条第1 項に規定する要介護状態区分が要介護1 又は要介護2 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、1 月につき規定単位を所定単位数から減算する。（注6） （５）　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、1 月につき規定単位を所定単位数から減算する。（注7） 〈介護予防支援費重複減算〉 （６）相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、要支援状態区分が要支援1 又は要支援2 のものに対して、指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1 月につき規定単位を所定単位数から減算する。（注8） 【障害児相談支援】　（平24厚労告126別表第1-1） （７）指定障害児相談支援事業者が、基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行なった場合には所定単位数を算定しない。（注3） （８）指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。　（注4）			
２ 特別地域加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】	□適正に算定している	１　請求記録票	

	（１）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を行った場合に、１回につき所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　（平24厚労告125別表第1-1注9）（平24厚労告126別表第1-1注5） （※）別に厚生労働大臣が定める地域・・・過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域等	□適正に算定していない □該当なし		
	（２）（１）の場合において、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けていないか。	□受けていない □受けている □該当なし	１　請求記録票 ２　運営規程、重要事項説明書	
３　利用者負担額上限管理加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が、指定基準第13 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 （（平24厚労告125別表第1-2）（平24厚労告126別表第1-2）	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票	
４　初回加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が、新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-3）（平24厚労告126別表第1-3） ※　厚生労働大臣が定める基準 イ　新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合 ロ　計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）が障害福祉サービス（障害児通所支援）を利用する月の前6月間において障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合 ※　従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて ・　指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が３か月を超える場合であって ・　４か月目以降に月２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額 を加えた額の初回加算を算定	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票	

5　主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	1　請求記録票 2　請求の根拠となる記録	
6 入院時情報連携加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 計画相談支援対象障害者等（障害児通所支援を利用する障害児）が医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院するにあたり、別に、厚生労働大臣が定める基準（※）に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児）の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児）に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等（当該障害児）１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 （平24厚労告125別表第1-5）（平24厚労告126別表第1-5） ※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第３号）（平27厚労告181・第３号） イ　入院時情報連携加算（Ⅰ） 医療法に規定する病院又は診療所（以下「病院等」という。）を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ） イ以外の方法により当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ＊留意事項通知（第四の6） 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）等の活用が考えられる。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	1　請求記録票 2　請求の根拠となる記録	
7　退院・退所加算	【計画相談支援】 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する厚生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法第50号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	1　請求記録票 2　請求の根拠となる記録	

	の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間につき３回を限度として所定単位数を加算しているか。（初回加算を算定する場合を除く。） （平24厚労告125別表第1-6） 【障害児相談支援】 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは、障碍者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児通所支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の当該障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間につき３回を限度として所定単位数を加算しているか。（初回加算を算定する場合を除く。）（平24厚労告126別表1-6） ＊留意事項通知（第四の７） 退院・退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。			
８　居宅介護支援事業所等連携加算 保育・教育等移	（計画相談） 居宅介護支援事業所等連携加算 （障害児相談）	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録	

行支援加算	保育・教育等移行支援加算 ・　介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算 ①　当該月に２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 ②　他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 ③　他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。） ※　算定回数について、障害福祉サービスの利用中は２回、利用終了後（６か月以内）は月１回を限度とする。			
９　医療・保育・教育機関等連携加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援、障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等との面談を行い、計画相談支援対象障害者等（障害児及びその家族）に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児）１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか（３の初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供受けている場合を除く）。 （平24厚労告125別表第1-8）（平24厚労告126別表第1-8） ＊留意事項通知（第四の９） ・次の要件をいずれも満たすこと。 ア　利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ　連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。 ［退院・退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。］	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録	

10　集中支援加算	①　障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に２回以上実施した場合 ②　利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合 ③　障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録	
11　サービス担当者会議実施加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 指定継続サービス利用支援（指定継続障害児支援利用援助）を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況（計画相談支援対象障害者等（障害児の継続的な評価を含む）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児）１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-9）（平24厚労告126別表第1-9） ＊留意事項通知（第四の10） ・サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用家格の変更を行った場合には、サービス利用k支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 ・サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録	
12　サービス提供時モニタリング加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）が、当該指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）がサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援）の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援）の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等（相談支援支給対象保護者に係る障害児）１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員１人当たりの計画相談支援対象障害者等（当該支給対象保護者）の数が39を超える場合には39を超える数については、算定しない。 （平24厚労告125別表第1-10）（平24厚労告126別表第1-10） ＊留意事項通知（第四の11） ・サービス提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録するものとする。また、その記録を５年間保管し、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録	

	ア　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ　サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ　その他必要な事項 ・1人の相談支援専門員が１月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。			
13　行動障害支援体制加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 別に厚生労働大臣が定める基準※に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）は、１月につき所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-11）（平24厚労告126別表第1-11） ※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第4号） イ　指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の低を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していること。 ロ　イに規定するものを配置している旨を公表していること。 ＊留意事項通知（第四の12） ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置すること。なお、強度行動障害をゆうする物から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことをを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録 ３　研修の修了証等	
14　ピアサポート体制加算	【算定要件】 （１）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。 ①　障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※ ※　「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。 ②　管理者又は①の者と協働して支援を行う者 なお、令和６年３月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録 ３　研修の修了証等	

	（２）（１）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 （３）（１）の者を配置していることを公表していること。			
15　要医療児者支援体制加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものして、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）は、１月につき所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-12）（平24厚労告126別表第1-12） ※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第5号） イ　指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援）の相談支援専門員のうち法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の過程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ロ　イに規定するものを配置している旨を公表していること。 ＊留意事項通知（第四の13） ・医療的ケア児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置すること。なお、医療的ケア児等から利用申し込みがあった場合に利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	1　請求記録票 2　請求の根拠となる記録 3　研修の修了証等	
16　精神障害者支援体制加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものして、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）は、１月につき所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-13）（平24厚労告126別表第1-13） ※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第6号） イ　指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又は、これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の過程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していること。 ロ　イに規定するものを配置している旨を公表していること。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	1　請求記録票 2　請求の根拠となる記録 3　研修の修了証等	

	＊留意事項通知（第四の14） ・精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置すること。なお、精神障害者等から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。			
17　地域生活支援拠点等相談強化加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものして、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（障害児）（以下「要支援者・要支援児」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者・当該要支援児に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者・要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成または変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者・当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-14）（平24厚労告126別表第1-14） ※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第７号） 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。 ＊留意事項通知（第四の15） 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録 ３　運営規程	
18　地域体制強化共同支援加算	【計画相談支援】【障害児相談支援】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者）に対して、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者）に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明および指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児相談支援対象保護者）に対して指定サービス利用支援（指定障害児利用支援）を行っている指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）において、当該計画相談支援対象障害者等（当該障害児）１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 （平24厚労告125別表第1-15）（平24厚労告126別表第1-15）	□適正に算定している □適正に算定していない □該当なし	１　請求記録票 ２　請求の根拠となる記録 ３　運営規程	

	※厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180・第７号） 　運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。 ＊留意事項通知（第四の16） 　当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。			